



JASDAQ

平成 18 年 4 月 20 日

各 位

会 社 名 大 東 港 運 株 式 会 社
代表者名 取締役社長 曾 根 好 貞
(JASDAQ・コード 9 3 6 7)
問合せ先 取 締 役 中 丸 英 実
電話番号 03-5476-9701

訴訟の判決(勝訴)に関するお知らせ

当社は、エンゲルハード・メタルズ・ジャパン株式会社(以下「エンゲル」という。)と係争中の損害賠償請求訴訟に関し、東京高等裁判所において下記のとおり全面勝訴の控訴審判決を受けましたので、お知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所および年月日
東京高等裁判所 第 2 民事部

平成 18 年 4 月 20 日

2. 訴訟の提訴から判決に至るまでの経緯

平成 11 年 5 月 25 日、エンゲルよりニッケル地金の保管に対し営業倉庫である当社に対し寄託契約の債務不履行に基づく損害賠償請求が東京地方裁判所に提訴されました。

エンゲルはニッケル地金の購入取引を開始した際、株式会社アイ・ディ・アイ・シー経由で、カントーメタル株式会社(以下カントー)(平成 10 年 3 月 11 日付平成 10 年(フ)第 490 号にて東京地方裁判所より破産宣告を受ける)に商品代金を支払っておりました。

そこで、エンゲルは購入した商品を当社に保管する事に合意し当社倉庫に寄託しましたが、当社倉庫において、ニッケル地金以外の劣悪品とすりかえる等の不正行為をカントーおよび同社物流部門によって行われた事を放任するとともに、この不正に加担した等の理由から提訴され判決において 211 万 8,732 米ドル(2 億 6,462 万 9,626 円)が確定し当社の主張が棄却されました。

しかし、当社には寄託契約上の通知義務違反がなく主張が容認されないことを不服とし、平成 16 年 7 月 5 日東京高等裁判所に控訴したものであります。

2. 判決の内容

- 1 控訴人(当社)の本件控訴に基づき、原判決を次のとおり変更する。
被控訴人(エンゲル)の主位的、予備的請求をいずれも棄却する。
- 2 本件附帯控訴を棄却する。
- 3 訴訟費用は、第 1、2 審を通じて被控訴人の負担とする。

3. 今後の見通し

エンゲルが上告するか不明ではありますが、上告した場合でも、上告審においても当社が敗訴することはないと見込んでおります。

なお、現時点でこの判決により当社の業績に与える影響はございません。

以 上